

2教特第157号

令和2年5月5日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

緊急事態宣言の期間延長を受けた学校の一斉臨時休業の延長に伴う  
県立特別支援学校の対応について（通知）

このことについて、令和2年5月1日付け2教健第129号「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」により、最終学年等を優先した休業中の登校日の設定等、学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫の具体例が示されました。しかしながら、同通知では、特別支援学校においては重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多数在籍していることなどから、障がいの種類や程度等を踏まえた慎重な検討が必要であることなども示されました。

については、一斉臨時休業が解除され学校が再開されるまでの期間について、令和2年4月17日付け2教特第100号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における対応について」及び令和2年5月1日付け2教特号外「学校の一斉臨時休業の延長に伴う県立特別支援学校の対応について」の通知に基づき、引き続き現在の対応を継続することとし、段階的な再開等による授業は実施しないことといたします。

ただし、臨時休業中も学校の実状等を踏まえて、適宜登校日を設けることができることから、実施する場合については感染防止のための十分な対策を行うよう留意願います。

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における  
対応について（通知）

このことについて、令和 2 年 4 月 1 7 日付け 2 教健第 7 9 号「新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について（依頼）」により、全ての県立特別支援学校を令和 2 年 4 月 2 1 日（火）から 5 月 6 日（水）まで臨時休業とすることとしました。

については、学校に在籍する幼児児童生徒のうち、受け入れ先がない者については、学校施設で受け入れることとしたことから、下記の点に留意し対応いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染状況については、日々変化しているため、状況によっては対応を見直す場合があります。

記

○ 児童生徒の受け入れに当たっての留意点

（1）学校での活動について

- ・多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることがないように、必要な対策を徹底した上で、必要最小限の人数に絞って行うなど特段の配慮を行うこと。

（2）給食について

- ・事前に受け入れ人数を把握し提供する。給食の提供が難しい場合は、保護者に昼食の持参をお願いするなど柔軟に対応する。

（3）通学バスについて

- ・通常通り運行する。

（4）寄宿舎について

- ・基本的には学校に準じて閉舎とするが、保護者が迎えに来られない場合など、個別の状況に応じて柔軟に対応する。

（5）受け入れ時間について

- ・通常通りの登下校時間で受け入れる。

## 参 考

2 教 特 号 外  
令和 2 年 5 月 1 日

各県立特別支援学校長 様

特別支援教育課長

学校の一斉臨時休業の延長に伴う県立特別支援学校の対応について（通知）

令和 2 年 4 月 2 8 日付け 2 教健第 1 1 6 号「学校の一斉臨時休業の延長について」で通知しましたこのことについて、各県立特別支援学校においては、4 月 1 7 日付け 2 教特第 1 0 0 号「新型コロナウイルス感染症対策のための県立特別支援学校における対応」により引き続き対応をお願いします。

また、令和 2 年 4 月 2 1 日付け 2 教特第 1 0 2 号「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る在宅勤務の施行について」の通知により在宅勤務が開始されたことに伴い、趣旨を踏まえた適切な試行の実施をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策及び教職員の服務に当たっては、下記について特に留意願います。

### 記

- 1 令和 2 年 4 月 3 0 日付け福島県教育委員会作成の「新型コロナウイルス感染症県立学校対策マニュアル 改訂版」を活用し、管理職、養護教諭を中心に全教職員で学校における対策を確認すること。
- 2 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が、教職員や幼児児童生徒に発生した場合の対応を確認すること。また、管理職が不在又は連絡がつかない状況であっても、迅速に対応できる連絡体制を整えておくこと。
- 3 新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者等が発生した場合の対応については、保護者や関係機関との連絡体制を整えておくこと。
- 4 新型コロナウイルス感染拡大防止に係る在宅勤務の実施等に当たっては、実施要綱により情報管理を徹底すること。  
また、在宅勤務や特別休暇等の趣旨をよく確認し、教職員としての服務規律の保持に努めること。
- 5 大型連休を迎えるに当たり、令和 2 年 4 月 2 8 日付け 2 教職第 1 0 7 号「学校における事故防止、教職員の服務規律の徹底及び不祥事根絶推進月間について」の通知により飲酒運転防止等の不祥事根絶に組織的に取り組むこと。

（事務担当 主幹兼副課長 赤坂 剛 電話 024-521-7779）